

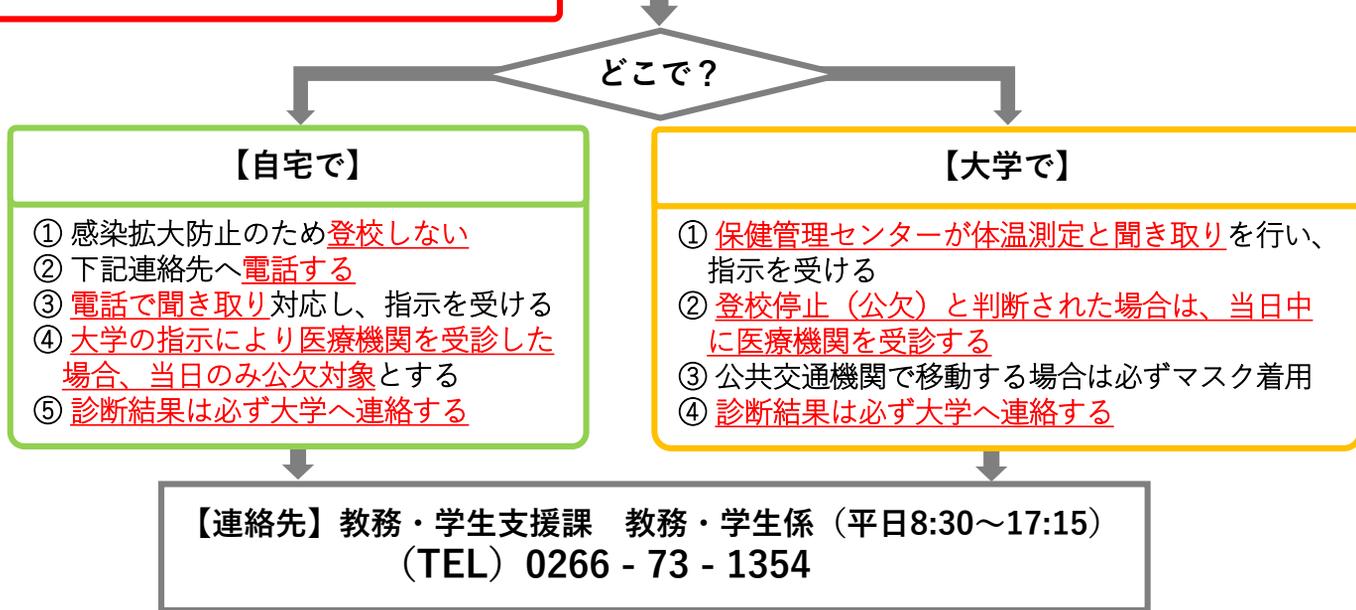
# 『新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応』

## ◇「感染を疑わせる症状」の定義

発熱(※)、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ、せき、喉の痛み、頭痛、吐き気、腹痛、下痢、味覚・嗅覚異常等

※ 平熱より1℃高い場合。平熱がわからない者は37.5℃を目安とする。

## 1. 感染を疑わせる症状が出た



### 《登校停止措置(公欠)となった場合》

- (1) 登校停止措置をとった学生に対して、保健管理センターから毎日電話にて体調確認(症状や生活の様子等の確認)を実施します。健康チェック表に朝晩の体温など記録しておいてください。
- (2) 感染症対策のための登校停止であることから、許可なく大学に登校しないことはもちろん、不要・不急の外出を控えてください。
- (3) 公欠の申請については登校再開時に、速やかに教務・学生支援課窓口へ書類を提出してください。  
【S-CLASSお知らせ(固定)「授業を欠席する際に必要な書類の取り扱いについて」参照】

※電話、保健管理センターの聞き取り内容や体調確認時の情報の取扱いは必要最小限の関係者に限るものとします。

## 2. 感染を疑わせる症状ではない体調不良

まずは、かかりつけ医や身近な医療機関へ電話連絡し、医療機関の指示に従って受診してください。かかりつけ医がおらず、受診に迷う場合には「受診・相談センター」へ相談してください。

☆諏訪地域の受診・相談センター (TEL) 0266-57-2930 (24時間対応)

### 【学内の相談体制】

◇身体的なことなどの相談がある場合 ⇒ 「保健管理センター」(平日8:30~17:15)

(TEL) 0266-73-1309 (E-mail) hokenshitsu@admin.sus.ac.jp

\*保健管理センター前の廊下に体温計を置いておきます。使用前・使用後は必ず消毒してください。

\*朝晩の検温が大事なので、体温計を各自用意してください。健康チェック表を活用し、行動歴等を記録しておくことも重要です。

◇気持ちが悪くなるなどこころの相談がある場合 ⇒ 「学生相談室」(カウンセラー在室時間のみ対応)

(TEL) 0266-73-1307 (E-mail) soudanshitsu@admin.sus.ac.jp

# 『感染が確定した場合』や『濃厚接触者と判断された場合』

基本的には医療機関や保健所の判断と指示に従って行動してもらいます。なお、入院治療や自宅療養、自宅待機等の期間については大学は登校停止（公欠）となります。

## <参考>

### 感染が確定した場合

- ・ 診断が確定するまでは自宅待機
- ・ 感染確定後は、指定医療機関か指定宿泊施設での入院治療または自宅療養が必要

#### <退院の目安>

- ①24時間発熱がない
- ②呼吸器症状が改善傾向である
- ③PCR検査が2回陰性である

- \* 退院後は少なくとも4週間は一般的な衛生対策に加え、健康観察が必要。
- \* 医療機関の判断により、登校可能になる。退院後、1週間は自宅療養し、マスクを義務付け、体調を確認しながら普段の生活へ戻す。

#### 大学での取扱い等

体調が戻ってきたら、公欠の申請やオンライン対応が可能な授業等の確認をしてください。困ったことがあれば、学科教員や大学へメールや電話で問い合わせてください。

### 濃厚接触者となった場合

- ・ 自宅待機中、保健所から毎日状況確認のため電話があるが、教務・学生支援課や保健管理センターからも適宜連絡をします

保健所から濃厚接触者と判断された場合は、最終接触から14日間の自宅待機。毎日1日2回検温し、保健所所定の用紙に記録する。

#### 濃厚接触者とは…発症日の2日前以降に接触した人

- ・ 患者と同居あるいは長時間同じ空間で過ごした人
- ・ 適切な感染予防策（マスク・手指の消毒等）なしに、患者を診察・看護もしくは介護した人
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚物物質直接接触した可能性が高い人
- ・ 患者が必要な感染予防策をしていない状態で、1m程度の距離で15分以上の接触をした人

#### 大学での取扱い等

大学は登校停止（公欠）となりますので、必ず連絡してください。ただし、**遠隔授業及びハイブリット型授業については登校する必要がないため公欠としませんので気を付けてください。**

## 『同居家族が感染した場合等についての対応』

1. 同居家族の感染が確定した場合 ⇒ **ただちに大学へ連絡してください**  
他者との接触をさげ、自宅でわかった場合は登校しない。濃厚接触者という判断がされれば、**保健所から指定された日までは自宅待機となるため、その期間は公欠とする。**
2. 同居家族が濃厚接触者と判断された場合 ⇒ わかった時点で大学へ連絡  
保健所から自宅待機が指示された場合は、指定された期間は公欠とする。  
そうでない場合は、自分自身の発熱や風邪症状がない場合は、マスクを着用し登校できるが、症状が出た時点で直ちに帰宅し、保健所へ連絡する。
3. 同居家族が濃厚接触者と判断される疑いがある場合 ⇒ わかった時点で大学へ連絡  
自分自身の発熱や風邪症状がない場合は、マスクを着用し登校できるが、症状が出た時点で直ちに帰宅し、保健所へ連絡する。
4. 同居家族に感染を疑わせる症状が出た場合  
自分自身の発熱や風邪症状がない場合は、マスクを着用し登校できるが、症状が出た時点で直ちに帰宅し、医療機関を受診する。同居家族の症状が改善するか、受診の結果感染の疑いがないと判断された場合は、大学へ連絡する。